

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成30年10月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成30年12月19日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 山形市監査委員 | 玉 | 田 | 芳 | 和 |
| 同 | 村 | 山 | 秀 | 幸 |
| 同 | 齋 | 藤 | 武 | 弘 |
| 同 | 斉 | 藤 | 栄 | 治 |

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

平成30年10月26日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

| 団体及び 所管部課名 | 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--------------------------------------|---|---|
| 社会福祉法人 輝きの会 福祉推進部 長寿支援課 | <p>(指摘事項)</p> <p>1 会計処理事務において、次のようなものがあった。(社会福祉法人輝きの会)</p> <p>(1) 経理規程においては、収入後3日以内に金融機関に預け入れなければならないと規定しているが、雑収入のバスタオル貸出料を1か月分まとめて金融機関に払込みしているもの</p> <p>(2) 予算を流用する際、専決者からの決裁を受けてないもの</p> <p>(3) 会計伝票について、会計責任者の承認を受けず、また、専決者からの決裁を受けていないもの</p> <p>(4) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書において、補助金事業等収益明細書の金額に誤って記載されているもの</p> | <p>1</p> <p>(1) 経理規程どおり3日以内に金融機関に預け入れできるように対応します。 今後、3日以内の預け入れが困難な場合があるため、直近の理事会に提案し、経理規程を7日以内に変更します。</p> <p>(2) 流用する際は、予算管理者である会計責任者から決裁を受け、今後適正に処理するよう、事務局の出納担当職員に周知徹底を行いました。</p> <p>(3) 会計責任者の承認及び専決者からの決裁を受け、今後適正に処理するよう、事務局の出納担当職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(4) 今回の金額の誤りは、決算書には影響がないため、決算書の訂正は行わず、附属明細書の修正としました。 附属明細書の修正は、直近の理事会及び評議員会に諮り、適正に処理を行います。</p> |